

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 知財当局が新政策発表 特許等の出願を規範化（国家知識産権網 9月30日）
2. 国家版權局：海賊版通報を奨励する規定発表（新華網 9月27日）
3. 「売掛金抵当登記方法」公布 知財使用権も抵当可能に（国家知識産権網 10月8日）
4. 甘肅：地元の有名商標を地方立法で保護（新華網 10月18日）
5. 全人代常務委、TRIPS協定の改正議定書を審議（国家知識産権網 10月25日）

○中央政府の動き

1. 科学技術部：技術移転に向けた国家プロジェクト始動（中国科学院ウェブサイト 9月29日）
2. ダイヤル「12390」 海賊版通報センター設立（新華網 9月29日）
3. 特許と商標の審判部門、業務交流会開催（国家知識産権網 9月27日）
4. 知財当局 特許等の取引システム、年内に始動へ（深セン商業 10月11日）
5. 党大会、初めて「知財戦略の実施」打ち出す（法制日報 10月18日）
6. 科技部 企業の技術革新を奨励（工人日報 10月18日）
7. 最高裁：知財関連の裁判文書、2万3434件をオンライン公開（国家知識産権網 10月22日）
8. 情報産業部：企業の自主革新を誘導（人民網 10月19日）

○地方政府の動き

1. 香港の知的財産権業績展がジュネーブで開幕（人民網 9月26日）
2. 国際ハイテク成果展示会、深センで実施（新華網 10月11日）
3. 湖北：知的財産権を高校の授業で学習（国家知識産権網 10月17日）
4. 武漢市、公安連絡員が知財当局へ常駐（国家知識産権網 10月24日）

○司法関連の動き

1. ウルトマンの著作権・商標権めぐり争い、和解で決着（中国台州網 9月29日）
2. 日本での「狗不理」商品商標権、ようやく本家に譲渡（人民網 10月9日）
3. 米ファイザー、商標権めぐり勝訴 賠償額20万元（中国法院網 9月24日）
4. 北京ダックの「鴨王」、上海における商標先行登録を阻止（中国法院網 10月18日）
5. 仏シュナイダー社、温州の民営企業に敗訴 賠償3.3億元（東方早報 9月30日）

○統計関連

1. 上半期：中国における専利出願件数 7.3%増（新華網 9月25日）
2. 地理的表示の申請、中国で近年増加（新華社 10月8日）
3. 中国のR&D投資はGDPの1.4% 「中国科学技術実力レポート」（工人日報 10月18日）

4. 司法による知財保護、分野拡大 5年で一審判決5万件余り（法制日報 10月17日）
5. 中国、特許出願件数で世界3位（中国普法網 10月19日）

○その他知財関連

1. 知財当局が主催、特許技術等の取引促進週間を近く開催へ（中国証券網 年9月29日）
2. 米国が知財権問題でWTOにパネル設置を再請求（人民網 9月26日）
3. 中国、薬剤開発と知財保護めぐりフォーラム開催（国家知識産権網 10月11日）
4. 広交会開幕 権利侵害企業の出展資格を永遠に剥奪（人民日報 10月17日）
5. 中国、出版物市場で米国のWTOパネル設置要請を拒否（新華網 10月24日）
6. 国務院法制弁公室、特許法の改正めぐりシンポ開催（国務院法制弁公室サイト 10月18日）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 知財当局が新政策発表 特許等の出願を規範化★★★

特許・実用新案・意匠の出願を規範化するために国家知識産権局の公布した「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」が、10月1日から実施される。

同規定は、特許・実用新案・意匠の出願または代理出願にあたっては、法律・法規・規約などの規定に従い、誠実信頼の原則を守るよう求めるとともに、非正常な出願行為を禁じている。非正常な出願行為に対しては、国家知識産権局が「専利法」とその実施細則に基づき出願案件を処理した上で、状況によっては同規定による処分を下す。処分に当たっては、当事者に意見陳述の機会を与えている。

同規定に述べる非正常な出願行為とは▽同一の事業者や個人が、明らかに同一の内容で複数の出願を行う、または他者に出願させる▽同一の事業者や個人が、明らかに既存の技術や意匠を盗用し、複数の出願を行う、または他者に出願させる——ことを指す。代理出願機関がこうした出願を提出した場合も、非正常な出願行為とみなされる。（国家知識産権網 2007年9月30日）

★★★2. 国家版權局：海賊版通報を奨励する規定発表★★★

海賊版取り締まりの強化に向け、国家知識産権工作組の求めにより、国家版權局はこのほど、財政部の支援を受けて「権利侵害にあたる海賊版取締りのための通報、摘発奨励基金」を設立した。重大な海賊版案件の通報や調査処分に貢献した団体や個人向けに報奨活動を展開する。

同事業の効果的な展開を保証するため、国家版權局はこのほど「権利侵害にあたる海賊版の通報、取締の奨励にかかる暫定方法」を発表し、「反海賊版通報センター」を設立した。暫定方法によれば、各クラスの版權、公安、文化、工商、税関、出版物市場監督などの部門は、著作権関連の法律・法規や、「刑法」の著作権侵害に関する規定により、権利侵害にあたる海賊版案件の取締やその協力を行う。重大な海賊版案件の通報が捜査により事実と確認された場合、通報した団体や個人は1件あたり10万元までの報奨を贈られる。（新華網 2007年9月27日）

★★★3. 「売掛金抵当登記方法」公布 知財使用権も抵当可能に★★★

中国人民銀行（中央銀行）は9月30日、「売掛金抵当登記方法」を公布した。売掛金の抵当登記を認める「物権法」第228条の規定を受けたもので、登記行為を規範化し、当事者・利害関係者の合法的権利を保護する狙い。07年10月1日から施行する。

売掛金には、権利者が一定の貨物、サービス、施設の提供と引き替えに、債務者に支払いを求めることのできる権利のことで、既存あるいは将来発生する金銭債権と、債権から生じる利益が含まれる。ただし、手形や他の有価証券に付随する支払請求権は含まれない。

売掛金には▽販売により生じる債権：水道、電気、ガス、熱供給、知的財産権のライセンス使用など▽賃借により生じる債権：動産・不動産のリース▽サービス提供により生じる債権：公道、橋梁、トンネル、渡し口などの不動産の料金徴収権▽融資やその他信用の提供により生じる債権——が含まれる。（国家知識産権網 2007年10月8日）

★★★4. 甘肅：地元の有名商標を地方立法で保護★★★

「甘肅省著名商標認定保護条例」がこのほど、甘肅省人民代表大会常務委員会の第31回会議で可決され、成立した。同条例は11月1日から実施される。

「条例」によれば、甘肅省内で高い知名度、声望を持ち、公衆に知られる商標は、省の工商行政管理部門の認定を受けた登録商標であれば、すべて保護を受けられる。

著名商標は、8つの面で保護を受けることができる。例えば、権利所有者に無断で他人が使用することはできず、類似した文字、図形などを使用してはならない。また、インターネットドメイン名の秩序も強化。ドメイン名の主体部分を借用、模倣、翻訳したり、有名商標の所有者との関係を示唆するドメイン名を無断で登録したり、著名商標の識別性を損ない、商標権所有者の利益を損なうことは禁止される。

甘肅省が商標保護に関する立法を行ったのは、今回が初めて。（新華網 2007年10月18日）

★★★5. 全人代常務委、TRIPS協定の改正議定書を審議★★★

第10期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第30回会議が10月24日、北京の人民大会堂で行なわれた。会議では、国務院から提出された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書」（TRIPS協定改正議定書）批准の議案について審議する予定である。

常務委は24日に同議案提出に関する説明を聴取し、「TRIPS及びその改正に関する法律的問題」をテーマとする特別講座を開いた。

全人代常務委は26日、同議案に関するグループ審議を行い、28日に決議する予定。（国家知識産権網 2007年10月25日）

○中央政府の動き

★★★1. 科学技術部：技術移転に向けた国家プロジェクト始動★★★

科学技術部は9月27日、技術移転の促進を目指す国家プロジェクト「国家技術移転促進行動始動会」を北京で開催し、「国家技術移転モデル機関管理方法」と「国家技術移転促進行動実施方案」を発表した。同プロジェクトは科学技術部、教育部、中国科学院による1年余りの調査研究を経て、正式始動にこぎ着けた。

第11次五カ年計画の期間中、国は国家技術移転モデル機関として、地域技術移転・サービス連盟10カ所、総合型機関40カ所、業界・専門機関70カ所、大学・研究機関80

カ所、国際技術移転基地 30 カ所を設ける。また、国の重要計画・プロジェクトや業界の革命的技術・重要技術の移転や普及を推進する。さらに、技術契約の成約額を毎年 15% ずつ増やし、2010 年には 3000 億元を目指す。(中国科学院ウェブサイト 2007 年 9 月 29 日)

★★★2. ダイヤル「12390」 海賊版通報センター設立★★★

国家版權局の「反海賊版通報センター」の設立式と通報ダイヤルの発表式が 29 日、行われた。通報ダイヤルは「12390」で、同日から開設され、著作権などの侵害に当たる海賊版などについて住民から直接通報や苦情を受け付ける。

「センターの設立は、社会への強いシグナル」と柳斌傑・国家版權局局長（新聞出版総署署長）は、式典で述べた。柳局長はさらに「海賊版は犯罪行為！」と指摘。また今後、中国国内から海賊版を通報し、捜査に協力した場合は、中国人であるか外国人であるかを問わず、報奨が贈られることを明らかにした。

このほど制定、公布された『権利侵害にあたる海賊版行為の通報、取締処分の奨励にかかる暫定方法』の規定によれば、重大な海賊版案件の取締・処分に貢献した個人や団体には、1 万～10 万円の報奨が贈られる。今回設置された通報センターは、住民からの通報を受けつけるほか、重大な海賊版案件の通報や取締・処分に貢献した団体や個人への報奨も行う。

柳局長は、国が海賊版対策のために特別資金を準備し、通報センターを設立したことについて、「わが国の海賊版対策における実質的なステップ。海賊版対策への中国政府の決意を示すもので、海賊版の発生を抑止し、自主創造を奨励かつ保護するものであり、その意義は大きい」と述べた。(新華網 2007 年 9 月 29 日)

★★★3. 特許と商標の審判部門、業務交流会開催★★★

国家知識産権局の専利複審委員会と国家工商行政管理総局の商標評審委員会は 9 月 20 日、21 日の両日、北京でシンポジウムを開き、知的財産権をめぐる業務で直面する新たな形の問題について話し合った。

シンポでは、専利複審委員会の代表が▽無効審判の審査フローと管理▽無効審判及び口頭審査の手順▽意匠と商標に関する問題の討論▽特許等をめぐる行政訴訟——などについて発言した。商標評審委員会の代表は▽商標審判のガイドライン▽商標登録フロー▽商標評審委員会の案件審査と訴訟に対する応訴▽商標法改正——などについて発言。その後のテーマ討論では▽「専利法（特許法）」第 23 条と「商標法」第 31 条の矛盾▽専利複審委員会や商標評審委員会に対する行政訴訟への応訴▽山積する案件の処理——などについて、活発かつ踏み込んだ討論が行われた。(国家知識産権網 2007 年 9 月 27 日)

★★★4. 知財当局 特許等の取引システム、年内に始動へ★★★

特許・実用新案・意匠（「専利」と総称）の活用について検討する「全国専利運用・産業化会議」がこのほど、深センで開かれた。会議に出席した国家知識産権局の張勤副局長によれば、専利技術のための全国的な取引プラットフォームが年内にも始動する見通しだ。中小企業や職務上以外の発明者向けに、特許技術などをアピールできるネットワークを提供し、中国における特許等の産業化を推進する。

張勤副局長は会議の席上、近く始動するプラットフォームは「敷居を設けない展示取引プラットフォーム」と説明。オンライン・プラットフォームとして、幅広い中小企業や職務上以外の発明者をターゲットにサービスを展開するという。(深セン商業 2007 年 10

月 11 日)

★★★5. 党大会、初めて「知財戦略の実施」打ち出す★★★

第 17 回中国共産党大会で、胡錦濤国家主席は「知的財産権戦略の実施」を初めて打ち出した。5 年前に行われた第 16 回党大会の「知的財産権保護制度の改善」に続く、新たな方針となる。同戦略は、中国の知財関連活動が「保護」から「戦略」の段階へと飛躍したことを示すもので、深い意義がある。

同戦略は総綱要と 20 のテーマで構成され、まもなく実施に移される。知財戦略の実施は、経済のグローバル化という外的要因に適応するためだけでなく、国内の経済発展のためでもある。中国が革新型国家を打ち立て、経済成長モデルの転換を果たし、国外から技術や投資を引き入れるためには、知財を保護するための環境やシステムが欠かせない。このため、国の長期的な発展にとって、最も重要なのは国や民族の自主革新能力である。知財戦略の本質はつまり、革新の保護となる。(法制日報 2007 年 10 月 18 日)

★★★6. 科技部 企業の技術革新を奨励★★★

科学技術部がこのほど発表した「中国科学技術実力レポート」によれば、民間も含めた中国の科学技術関連の支出は 06 年、4500 億元に達した。うち研究開発 (R&D) の経費は 3003 億 1000 万元で世界第 5 位、R&D 支出が国内総生産 (GDP) に占める割合は 1.42% に達した。R&D 経費 3003 億元には、「両大両少」と呼ばれる現象がある。つまり▽大部分の資金が大学・科学研究機関に使用され、企業に投入されるのはわずか▽企業に投じられる科学技術資金は、大部分が国有企業に用いられ、中小企業や民営企業の比重が少ない——という傾向を指す。一方、大・中規模の国有企業を含め、多くの企業が技術革新をますます重視している。研究開発投資が売上高に占める割合が 5~7% に上る会社も見られ、中には 10% に達する会社もある。しかし、全体として見れば、全国の一定規模以上の工業企業 (国有企業または売上高 500 万元以上の非国有企業) の R&D 経費は売上高の 0.56%、大・中規模の工業企業に限ってもわずか 0.71% である。大多数の企業は、独自技術を持たず、← —w) タ完%前後の企業が過去 1 年間に新製品を出したことがない。製品ブランドを持たず、他社の加工を請け負うだけの企業も少なくない。

科学技術部の万鋼部長は、「科学技術の進歩を促進するには、技術革新における企業の主体的地位を強化しなければならない」と強調する。

8 月に全国人民代表大会 (全人代) 常務委員会での審議に送られた「科学技術進歩法」改正案は、企業が技術革新の主役となるよう奨励するために、次の 3 つの措置を打ち出している。(1) 企業の科学技術投資に対する優遇政策を実行し、国の関連規定に基づいて、R&D 費用を事業支出に計上し、課税額から控除することを認める。R&D 用設備の減価償却は、年限の短縮を認める。(2) 企業が技術革新のために資金提供を受けられる制度保障を行う。例えば、国務院による基金設立、中小企業の技術革新に対する資金援助など。国は財政資金で基金を設立し、自主革新や成果の産業化を目的とする対企業融資については、利払い補助や信用提供を行う。(3) イノベーション投資などを国有企業経営者の査定内容に盛り込む。(工人日報 2007 年 10 月 18 日)

★★★7. 最高裁：知財関連の裁判文書、2 万 3434 件をオンライン公開★★★

全国の人民法院 (裁判所) がオンライン公開する知的財産権関連訴訟の裁判文書は 07 年 6 月末現在、すでに 2 万 3434 件に達した。最高人民法院 (最高裁) 知的財産権法廷の蔣志培廷長がこのほど明らかにした。

最高人民法院知的財産権法廷は06年3月、ウェブサイト「中国法院ネット」と共同で「中国知的財産権裁判文書ネット」を開設。全国各クラスの人民法院の知的財産関連訴訟のうち、すでに発効した裁判文書を随時掲載することで、知財訴訟をめぐる最新動向を公開している。同ウェブサイトは国内外から中国司法の知財保護を理解する重要な窓口として、審判の公開性や透明性の向上、司法への信頼強化に大きく役立っている。(国家知識財産権網 2007年10月22日)

★★★8. 情報産業部：企業の自主革新を誘導★★★

情報産業部の婁勤儉副部長（第17回中国共産党大会代表）は18日午後の記者会見で、中国の情報産業が急速な成長を遂げ、近年の成長率が25%を超えていると明らかにした。第16回共産党大会（2002年）に、党中央委員会は情報産業を優先的に発展させる主導産業と位置づけた。胡錦濤総書記は今年の第17回党大会で、ハイテク産業の中でも情報産業を最優先分野と位置づけており、情報産業に対する国の強い重視の姿勢が示された。これらはいずれも、中国の情報産業を発展させるプラス要因となっている。

しかし、中国の情報産業はスタートが遅れ、技術投資やオリジナルの特許等の出願件数が少なく、中国の情報産業のコア・コンピタンス（中核的競争力）にも直接影響している。これに対し、情報産業部は「重要発明」の表彰活動を行い、知的財産権にかかわる国際規格や国家規格の制定への積極参加を企業に促し、企業の自主革新や独自の知財獲得を推進する。国はさらに、中長期的な科学技術発展計画を打ちだし、技術競争を重視し、企業競争力をさらに高めたい考えだ。(人民網 2007年10月19日)

○地方政府の動き

★★★1. 香港の知的財産権業績展がジュネーブで開幕★★★

「香港の創意—中国香港における知的財産権」をテーマとする展示会が24日、ジュネーブの世界知的所有権機関（WIPO）の本部で開幕した。香港の知的財産権分野で収めた業績を展示することを目的としている。

会期3週間の今回の展示会は、中国政府、中国香港特別行政区政府、世界知的所有権機関の共同主催で行われ、書道、絵画、ファッション、映画などが展示される。中国の国連ジュネーブ事務所（UNOG）常駐の李保東大使（スイスのその他国際組織代表兼任）は、今回の展示会は多くの分野にわたり、数十年の年月を経てきた香港の知的財産権事業と社会経済の発展を凝縮して示すものだと説明した。(人民網 2007年9月26日)

★★★2. 国際ハイテク成果展示会、深センで実施★★★

第9回中国国際ハイテク成果交易会が11日、深センで行われ、国内のハイテク産業の新たな成果が結集した。今回は初めて「海外ハイテク・製品館」も設けられた。

今回の三大テーマは「開放なイノベーションの推進」、「知的財産権の保護」、「調和の取れた社会の創造」。独自の知財権を保護するため、▽知財認証活動の展開▽会期中の知財保護のための取り締まり▽弁護士サービスチームの特設による知財トラブル調停——などのトータルサービスを展開した。会場に弁護士チームが設置され、仲裁機関がその場で知財トラブルの調停サービスを展開。展示会でのこうしたサービスの提供は、国内外でも初の試み。(新華網 2007年10月11日)

★★★3. 湖北：知的財産権を高校の授業で学習★★★

湖北省のある高校がこのほど、1年生の必修科目として「知的財産権」の授業をカリキ

キュラムに加えた。授業を成功させるために、学校側は大量の準備作業を進めている。

「知的財産権」を新カリキュラムに加えたのは、湖北省当陽市第二高級中学（高校）。学校側は、仕事熱心で、クリエイティブ事業の経験があり、クリエイティブ教育事業への情熱を持つ若手教師3人を選び、外部での研修に派遣し、知的財産権に関する知識を深めさせた。次に、高校生に合わせた教科書「発明・イノベーションの技法」を作成。続いて、学年ごとに「科学技術祭り」を開催し、技術革新作品のコンテストを行い、学生の熱意を促した。さらに、科学技術やイノベーションに関する教育専門家を定期的に招いて講師を依頼。また、学生による発明協会も発足させた。（国家知識産権網 2007年10月17日）

★★★4. 武漢市、公安連絡員が知財当局へ常駐★★★

武漢市公安局（警察）は10月18日、武漢市知識産権局内に「公安連絡室」を開設した。連絡室は、市知識産権局との連携により、日常的な法執行（エンフォースメント）や検査を行い、知財侵害への対策で協力する。

知財をめぐる行政・司法の協力メカニズム構築に向け、武漢市は知識産権局内に市公安局の公安連絡室を開設することを決定。行政・司法による効果的な法執行協力が実現した。

公安連絡室は、湖北省、武漢市の公安局経済偵査処（経済犯取り締まり部門）と武漢市の行政執法処がそれぞれ連絡員1~2人を置き、業務上は市公安局と市知識産権局両方の指導を受ける。市公安局経済偵査処の責任者によれば、連絡室の開設後は、人員を市知識産権局による特許の行政法執行（取り締まり活動）に参加させ、暴力的反抗の阻止や厳罰措置など、必要時の援護を提供する。また、違法行為や犯罪の手がかりが見つかった場合、経済偵査処などへの通報で早い段階から公安の参加を図り、犯罪と確認された場合は司法的に責任を追及する。（国家知識産権網 2007年10月24日）

○司法関連の動き

★★★1. ウルトマンの著作権・商標権めぐり争い、和解で決着★★★

日本の円谷プロダクション株式会社が「ウルトラマン」の著作権と商標権をめぐり、浙江省台州市の靴メーカーを提訴していた訴訟の公開審理が、9月27日午前、台州中級人民法院（裁判所）の知的財産権法廷であった。裁判官の調停により、原告・被告双方はその場で調停合意に達した。

円谷プロは07年3月、同社の「ウルトラマン」と「ULTRAMAN」の著作権と商標権を侵害しているとして、被告の靴メーカーを福建省福州市中級人民法院に提訴していたが、後に双方は協議の結果、和解することで合意した。被告は権利侵害行為を認め、原告の経済的損失6万元を賠償するとともに、以後は権利侵害にあたる製品を生産、販売しないことを約束した。原告はその後、訴えを取り下げている。しかし07年7月23日、原告は杭州の東バスターミナルの市場で、権利侵害にあたる製品がまだ販売されていることを発見したため、人民法院に対し、被告へ権利侵害にあたる子供用靴の生産、販売の即時停止と経済的損失22万元の賠償を命じるよう請求した。

案件の審理では、人民法院の調停により、被告が原告に経済的損失4万元を賠償し、原告が合意発行から1年間、被告に「ウルトラマン」や「ULTRAMAN」と印刷した子供用靴の販売を認めることで決着した。（中国台州網 2007年9月29日）

★★★2. 日本での「狗不理」商品商標権、ようやく本家に譲渡★★★

日本で登録されていた「狗不理」のサービス商標を今年1月に取り戻した狗不理集団は8日、別の日本企業からその商品商標使用権を、協議の結果「象徴的な譲渡価格」で取り

戻したことを明らかにした。北京の日刊紙「京華時報」が伝えた。

狗不理集団有限公司弁公室の周学謙主任によると、「狗不理」の肉まんなどの商品商標は、1997年に日本で登録された。狗不理集団は2年前の自社改革を期に権利保護活動を始め、努力の結果ようやく日本の「狗不理」商標登録者から、友好的に商標を譲渡されたという。今後2カ月を待てば、日本政府関連機関が天津市狗不理集団有限公司を「狗不理」商標の日本での権利者として認める見込み。(人民網 2007年10月9日)

★★★3. 米ファイザー、商標権めぐり勝訴 賠償額 20 万元★★★

商標権をめぐり、米国の大手製薬会社ファイザー (Pfizer Products, Inc.) が中国企業を提訴していた訴訟の一審判決が9月24日午前、北京市第一中級人民法院(裁判所)であった。判決では被告の北京輝瑞生物技術有限公司に賠償金20万元の支払いが命じられた。

被告は04年12月、ファイザーの中国名「輝瑞」を取った「北京輝瑞生物技術有限公司」という社名で会社登記した。また、会社ウェブサイトでも「輝瑞」の商標を目立つ形で使用し、自社や取扱商品「輝瑞維格排毒基」を宣伝。さらに、ウェブサイトでは米国の生物化学試験機関からライセンスを取得しているといった虚偽宣伝も行い、ファイザーとの関係を示唆していた。

ファイザー社はこれに対し、被告の行為は正常な市場秩序を乱し、ファイザー社の声望を傷つけるもので、不当競争に当たると主張。被告に権利侵害行為の停止、公開謝罪、賠償金20万元の支払いを命じるよう、人民法院へ請求した。

北京第一中級法院の審理結果によれば、被告・北京輝瑞が商品「排毒基」に「輝瑞」の商標を使用している証拠は示されなかったものの、被告の事業範囲や販売サービスは、商品、用途、顧客層、販売チャネル、販売習慣などの面で、ファイザーが商標登録で届け出していた内容と関連性が高い。被告のウェブページ上ではファイザーの登録商標「輝瑞」が無断で他の要素と組み合わせられ、目立った形で自社商品の宣伝・販売に利用されており、客観的に見て、商品の出所を示す商標と同等の役割を果たしていた。このため、同法院は被告のこうした手法は消費者を誤解させるものであり、ファイザーの商標専用権に対する侵害に当たると判断。また、被告が誠実・信用の原則に反して「輝瑞」の商標を会社名に使用したことは、消費者にファイザーとの関係を誤解させるもので、ファイザーの権利を損なっており、これも不当競争に当たると判断した。

こうした判断から、北京第一中級法院は北京輝瑞に商標専用権の侵害の即時停止を命令。また、日刊紙「法制日報」に声明を掲載し、権利侵害行為によりファイザーに与えた悪影響を除き、さらに経済的損失の賠償金として20万元を支払うよう命じた。(中国法院網 2007年9月24日)

★★★4. 北京ダックの「鴨王」、上海における商標先行登録を阻止★★★

北京ダック店経営を手がける北京鴨王●鴨店有限公司(●は火に考)が、自社の商標である「鴨王」を上海市で先行登録したとして、上海淮海全聚德●鴨店有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会を提訴していた訴訟の一審判決が、このほど北京市第一中級人民法院(裁判所)であった。同人民法院は、上海淮海全聚德に対する承認・登録を行わないという、北京鴨王勝訴の一審判決を下した。

◆ 人民法院の判断の概要

「鴨王」が北京鴨王の企業名称の核、かつ同社の商号であり、同商号の登録・使用開始日はいずれも、今回異議のあった上海全聚德による商標登録申請(登録番号:第3083416

号) した日より早い。「鴨王」は商号としての獨創性こそ強くないが、北京鴨王はすでに5年余りにわたり経営を展開し、2001年には「北京市ローストダック市場で最も影響力のあるダック店」の一つに選ばれている。北京・上海間の情報交流は盛んで、北京鴨王に関する報道や広告の影響力も、北京市だけには留まらない。このため、今回異議の申し立てられた、上海全聚徳による商標「鴨王」の登録申請時、北京鴨王は公衆の間ですでに一定の知名度を持っていたと言える。異議のあった商標は、飲食サービス業界の商標として登録されたものであるが、これは北京鴨王と同業界であり、公衆の混同や誤解を引き起こし、ひいては北京鴨王の利益を損なう恐れがある。上海全聚徳による商標「鴨王」の登録は、北京鴨王に対する商標権の先行取得に当たるため、承認・登録は不適切である。

上海全聚徳と北京鴨王は同業界に属するため、北京鴨王が商標「鴨王」を使用している状況や、その知名度を承知しているはずであり、上海全聚徳による申請は、主観的な悪意が存在したことは明白である。このため、上海全聚徳による申請行為は、他者が使用し、影響力を持つ商標に対する先行登録に当たり、誠実・信用の原則に反するものであり、承認・登録は行われるべきではない。(中国法院網 2007年10月18日)

★★★5. 仏シュナイダー社、温州の民営企業に敗訴 賠償3.3億元★★★

民営企業の浙江温州正泰集団が特許権を侵害されたとして、仏シュナイダー社系列の施耐德電器低圧(天津)有限公司(以下、「シュナイダー」)を提訴していた訴訟の一審判決が、このほど温州市中級人民法院(裁判所)であった。法院は被告・シュナイダーに、賠償金として温州正泰集団に3億3000万元を支払うよう命じた。

温州正泰集団は昨年8月、シュナイダーと取扱店の浙江寧波保稅特別区斯達電氣設備公司樂清分公司(以下、「斯達電氣」)を提訴し、被告側の販売する5商品が、温州正泰集団の持つ「高分断小型ブレーカー(特許番号:ZL97248479.5)」の特許を侵害していると主張。シュナイダーが2004年8月2日から2006年7月31日の間に生産・販売した対象製品は8億8000万元相当であり、工商、稅務部門へ申告した利益率によれば、シュナイダーは同製品から3億3480万元余りの利益を得た計算になるとした。温州正泰集団はその上で、両被告に權利侵害行為の即時停止と、斯達電氣に50万元、シュナイダーに3億3000万元余りの賠償金支払いを命じるよう、法院に求めた。今回の賠償請求額は、中国国内のこれまでの知的財産権をめぐる訴訟では最高額となる。

温州市中級法院はこれについて、シュナイダーによる權利侵害の事實は成立すると判断。また、斯達電氣は販売時に製品が權利侵害に当たるとは知らず、その製品の正規提供ルートを立てることができたため、賠償責任を追わせるべきではないとした。シュナイダーは製品の販売で約3億5600万元を得た計算だが、温州正泰集団の請求額はこれより少ないため、法院はシュナイダーに命じる賠償額を3億3000万元余りとし、同時に權利侵害行為の即時停止をするよう求めた。(東方早報 2007年9月30日)

○統計関連

★★★1. 上半期: 中国における專利出願件数 7.3%増★★★

統計によれば今年上半期、国家知識産權局で受理された特許、實用新案、意匠の出願件数は計26万8926件に達し、前年同期を7.3%上回った。

出願件数の構成には大きな変化がみられ、出願の質的向上が着実に進んでいる。中国の特許出願件数は米国、日本に次ぐ3位となり、名実共に出願大国の仲間入りをした。

商標の申請では、06年末現在、中国の商標登録申請件数は498万6000件に達し、登録商標の総件数は277万4000件に達した。商標の数、登録件数ともに世界有数だ。(新華網

2007年9月25日)

★★★2. 地理的表示の申請、中国で近年増加★★★

国家工商行政管理総局商標局では近年、地理的表示 (GI) の申請が増加している。01年にはわずか33件だったが、02年は66件、03年は95件、04年は115件、05年は165件、06年は206件と増え、01年から06年までの申請総数は、1995年以来の全件数の83.3%に達した。

地理的表示は重要な知的財産権であり、中国では商標関連の法律による保護体制を整えている。1995年3月から2007年5月末まで、商標局は816件の申請を受け付けており、うち国内からの申請は783件、国外からの申請は33件だった。承認・登録済みの地理的表示は251件、登録却下の件数は130件。

登録済みの251件のうち、中国国内の登録者によるものは227件、国外登録者によるものは24件。製品生産者が特定団体に所属していることを示す「集団商標」は7件、製品の原産地や品質などが証明済みであることを示す「証明商標」は244件登録されている。(新華社 2007年10月8日)

★★★3. 中国のR&D投資はGDPの1.4% 「中国科学技術実力レポート」★★★

科学技術部がこのほど発表した、「中国科学技術実力レポート」が、社会各界から幅広い注目を集めている。レポートによれば、民間も含めた中国の科学技術関連の支出は06年、4500億元に達した。うち研究開発 (R&D) 費用は3003億1000万元で世界第5位だった。研究開発への投資は、国内総生産 (GDP) の1.42%に達する。中国の技術力は大幅に向上している。

R&D経費の約3003億元のうち、国の中央財政からの支出金は1009億7000万元で、前年を25%上回り、中央財政の支出金額の10.3%に達した。地方財政からの支出金は678億8000万元で、同28.8%増、地方財政の支出金額の2.2%だった。R&D経費のうち基礎研究が5.2%、応用研究が16.8%、開発が78%を占める。(工人日報 2007年10月18日)

★★★4. 司法による知財保護、分野拡大 5年で一審判決5万件余り★★★

02年から06年まで5年間、全国各地の人民法院 (裁判所) で受理された民事訴訟は5万4321件、一審判決の出た案件は5万2437件に達した。1997年からの5年間に比べ、それぞれ145.92%増と141.99%増、年増加率は平均で17.06%と19.29%だった。06年10月までの5年間、地方の人民法院でブランドや商標の周知性が確認されたケースは、187件に上る。最高人民法院 (最高裁) がこのほど明らかにした。

中国の知的財産関連の訴訟で扱われる範囲は、大幅に広がっている。保護内容は訴訟前の臨時保護措置、インターネット著作権、ドメイン名、商標の周知性の認定、植物新品種などに及ぶ。対象分野は、集積回路の設計、民間の文学や芸術、地理的表示 (GI)、権利未侵害の確認、ライセンス営業契約、独占禁止をめぐるトラブルなどが含まれる。06年初頭のデータ (速報) によれば、独立した知的財産権法廷を設けている人民法院は172カ所、知的財産権に関する特設の合議法廷を設けている人民法院は140カ所、知的財産権を専門とする裁判官は1667人。(法制日報 2007年10月17日)

★★★5. 中国、特許出願件数で世界3位★★★

中国で受理された特許出願件数は、すでに世界第3位になり、中国は知的財産権分野で

も五輪に向けた良好な環境づくりを果たしている——。国家知識産権局の田力普局長（第17回中国共産党大会代表）が18日、第17回中国共産党大会ニュースセンターによる合同インタビューに対し、このように述べた。

田力普局長によれば、中国での特許出願件数は昨年、日本と米国に次ぐ全世界第3位だった。中国での出願件数のうち、国内からの申請の伸びが国外の3倍に達した。2002年以前は▽中国国内からの出願件数が多かったのは実用新案や意匠で、特許件数は少ない▽特許出願は国外からが多く、国内からは少ない▽国内からの特許出願のうち、個人発明が多く、職務上の発明は少ない——という傾向が見られた。今回のデータは、第16回党大会（2002年）以降、こうした状況が改善されたことを示している。（中国普法網 2007年10月19日）

○その他知財関連

★★★1. 知財当局が主催、特許技術等の取引促進週間を近く開催へ★★★

国家知識産権局が主催する「第1回中国専利技術展示交易週間」が11月16日から同20日まで、国内数都市で同時に開かれる。現在は準備作業が次々と進められている。

同活動の組織委員会は、各界や住民、発明者に同活動への支持や参加を呼びかけるとともに、企業や事業者、個人から活動組織委員会へのプロジェクト提案、展示取引活動への参加を歓迎している。また、報道機関による幅広いPRや報道も呼びかけている。（中国証券網 2007年9月29日）

★★★2. 米国が知財権問題でWTOにパネル設置を再請求★★★

米国は25日に行われた世界貿易機関（WTO）紛争解決機関（DSB）の会議で、米国・中国間の知的財産権問題を調査するパネルの設置を再度請求した。これについて中国側は遺憾の意を表明した。

米国は今年4月に中国の知財権問題をWTOに提訴し、8月にはパネル設置を初めて請求したが、中国側が関連ルールを根拠に撤回させた。再請求が出されると、パネルは自動的に設置されることになる。

中国常駐WTO代表団の参事官は25日のDSB会議終了後、米国が中国の反対を省みず、パネル設置を再請求したことに遺憾の意を表明した。

同参事官によると、4月10日の中米間の知財権問題がWTOに持ち込まれて以来、中国側は関連の原則的立場を再三説明してきた。話し合いの場でも誠意を尽くした。中国側は、過去約30年間の努力を経て、特にWTO加盟を通じて、中国の現在の知財権関連法はWTOルールの要求に完全に合致したものになったとの認識を一貫して持っている。

また同参事官は注目すべきこととして次の点を指摘した。米国側は今回の問題を通じて知財権をめぐる法律執行の国際ルールの枠組を動かし、DSBを通じて発展途上国のWTO加盟国に「TRIPS協定」（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）外の義務を過分に負わせることを企図している。こうした態度は同協定第一条の「各加盟メンバーは、それぞれの法律制度や実践の枠組内で、TRIPS協定を実施する適切な方法を確定する権利を有する」との規定に大きく反するものだ。これに対し、中国は断固反対し、その他の発展途上国メンバーもここからもたらされるであろう結果を受け入れないことを信じる。

同参事官は「中国側はWTOルールに基づいて積極的に応訴し、WTOルール下での中国の権利を確実に守る。同時に、この機会を借りて、中国政府の知財権を重視し、保護する立場は一貫したものであることを重ねて表明しておきたい」と述べた。（人民網 2007年9月26日）

★★★3. 中国、薬剤開発と知財保護めぐりフォーラム開催★★★

「2007 中国薬剤研究開発のイノベーションとその知的財産権保護」をテーマとするフォーラムが10月18、19の両日、国家知識産権局の主催により北京で開かれる。同フォーラムは▽中国の医薬分野における技術革新の促進▽知的財産権の保護や運用のレベル向上▽医薬業界の企業・事業者の知財保護意識の強化▽中国医薬業界の国際競争力向上——と狙いとする。

フォーラムでは、「国内外の医薬特許関連法・法規の研究」、「医薬企業の知財管理の実務と特許保護戦略」、「専利法（特許法）改正の薬剤関連の内容と企業としての対策」、「漢方薬の特許保護における漢方薬抽出物や地理的表示の応用」などを議題に話し合う予定である。（国家知識産権網 2007年10月11日）

★★★4. 広交会開幕 権利侵害企業の出展資格を永遠に剥奪★★★

第102回広州交易会（広交会）が10月15日、広東省広州市で開幕した。今回の交易会は知的財産権の保護及び製品品質の確保においてさらに力を入れることが明らかにされた。

広交会の徐兵報道官は記者会見で、今交易会の知的財産権保護業務は新措置について、▽出展企業が交易会の知的財産権保護弁法と措置の遵守を承諾する内容を「広交会展ブース使用責任書」に組み入れる。▽出展資格を永久に剥奪する処罰条項を増加。司法或いは行政により判決が効力を発した或いは権利侵害の判決が下ったにも関わらず該当製品を展示したり、広交会への出展資格を何回も取り消され、出展復帰後に再度権利侵害を犯した企業は、出展資格を永遠に剥奪される、と紹介した。（人民日報 2007年10月17日）

★★★5. 中国、出版物市場で米国の WTO パネル設置要請を拒否★★★

米国が世界貿易機関（WTO）の紛争解決機関に中国の出版物・音響映像製品市場への参入に関する小委員会（パネル）の設置を要請した問題で、中国側は22日の初会合でこれを拒否するとともに、米側の行動に遺憾の意を表明した。

中国代表の盧先コン参事官は会合で「中国は01年のWTO加盟以来、出版物市場への参入を含め、関連承諾事項を真摯に履行してきた。中国は現在、承諾に従い、年間20本の映画、約50万件の各種出版物、生産国の異なる無数の音響映像製品を輸入している。関連市場への他のWTO加盟国の参入に、中国がすでに非常に良い機会を提供していることは明白だ」と述べた。

盧参事官は「米側がこうした事実を無視し、協議の過程、およびその他の場で中国側が行った説明を顧みることせず、本件でのパネル設置をWTOに執拗に要請していることを、中国側は非常に遺憾に思う」と強調。「これらの状況に鑑み、またWTOの紛争解決規則に基づき、中国は米側のパネル設置要請を拒否する」と述べた。

WTOの紛争解決規則では、パネル設置要請は1回だけ拒否することができる。米側は今年4月、出版物・映画・音響映像製品の輸入を制限しているとして、WTOの紛争解決機関に中国を提訴。紛争解決手順に従い、中・米両国は6月と7月に協議を行ったが、米側は協議ではその配慮への解決ができなかったとして、本件の調査と裁決を行うパネルの設置を要請した。（新華網 2007年10月24日）

★★★6. 国務院法制弁公室、特許法の改正めぐりシンポ開催★★★

国務院法制弁公室が主催する「専利法第3回改正国際シンポジウム」が10月10～11

日、北京で開かれた。共催者は中国外資系企業協会優良ブランド保護委員会（QBPC）。

国務院法制弁公室の汪永清副主任が、開幕のあいさつを述べた。国内から 18 人、国外から 13 人の専門家、研究者がフォーラムに参加。出席者は▽生物遺伝資源を利用した発明に対する特許認定の条件▽特許権の帰属・権利行使と意匠の保護▽特許権をめぐる訴訟手続きの改善と損害賠償額計算▽特許権の制限規制——の 4 テーマについて、踏み込んで幅広く討論した。専門家は一連の問題で合意するとともに、意見の対立した問題では激しく議論するなど、率直に意見交換した。

国外から参加した専門家は、今回のシンポが中国の立法の公開、透明を示していると称賛した。（国務院法制弁公室サイト 2007 年 10 月 18 日）

=====
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====
※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved